

平成 27 年流山市教育委員会議第 6 回定例会会議録

- 1 日 時 平成 27 年 6 月 12 日（金曜日）  
開会 午前 10 時 00 分  
閉会 午前 12 時 30 分
- 2 場 所 流山市役所 304 会議室
- 3 出席委員 委 員 長 奈良 文雄  
委員長職務代理者 小林 晃一  
委 員 若松 文  
委 員 井上 菊夫  
教 育 長 後田 博美
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 学校教育部長 田村 正人  
生涯学習部長 直井 英樹  
学校教育部次長兼学校教育課長 小澤 豊  
生涯学習部次長兼生涯学習課長 戸部 孝彰  
教育総務課長 長橋 祐之  
指導課長 濱崎 祐子  
公民館長 玉田 雅則  
図書・博物館長 小栗 信一郎
- 7 事務局職員 教育総務課長補佐兼庶務係長 大作 正巳  
教育総務課庶務係主査 矢代 薫
- 8 議案等  
議案 第 19 号 流山市都市公園条例の一部を改正する条例の原案について  
議案 第 20 号 流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例及び流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について

## 9 議事の内容

(開会 午前 10 時 00 分)

奈良委員長

ただいまから、平成 27 年流山市教育委員会議第 6 回定例会を開会します。  
まず、平成 27 年流山市教育委員会議第 5 回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。

(一部修正の指摘あり)

奈良委員長

一部修正のうえ、承認することにいたします。  
次に、教育長報告をお願いします。

後田教育長

それでは、5月の教育委員会議以降の内容について、ご報告させていただきます。よろしくをお願いします。

(1) 5/27 日(水) 第 63 回市内小学校陸上競技大会が柏の葉陸上競技場で開催され、総合優勝は東深井小学校が 3 連覇をとげました。準優勝は江戸川台小学校、第三位は、南流山小学校となりました。5/29 に開催された中学校陸上競技大会は、東部中学校が連覇し、準優勝に南部中学校、3 位に北部中学校という順になりました。小学校では、男子 100M と、女子 80M ハードルで新記録が出ました。

(2) 6/1 (月) 流山市青少年指導センター運営協議会が開催されました。各委員のご意見を伺うと共に、私からは改正道路交通法により、とりわけ自転車の利用に関して多くの改正点があることから、自転車による交通事故を防止するためにも、指導センターや地域が、連携して取り組むことを強く要望しました。

(3) 6/2 (火) 東部中学校で、市教委指導課の計画訪問を開催し、授業展開をもとに、授業の重点や指導方法等について、研修しました。また、6/10 (水) には、八木北小学校で、計画訪問を開催しました。授業力の向上は、学校教育の中心ですので、今後、各学校がいかしていければと考えています。

(4) 6/2 (火) 19 時より、平成 28 年の成人式の実行委員会発足式が生涯学習センターで、開催されました。委嘱状交付の後、役員を選出やテーマ、今後の取り組みなどについて協議しました。

(5) 6/4 (木) 第 1 回いじめ防止対策運営協議会が、市役所で開催されました。これは、昨年 12 月に制定された、いじめ防止対策推進条例に基づくもので、

各分野の代表者に委員を委嘱し、さまざまな角度から、いじめ防止対策にご意見をいただきました。

(6) 6/11 江戸川台小学校で東葛飾地方教育事務所指導室の計画訪問が開催されました。これは、毎年度市内の小中学校を南北に二分し、本年度の指導の重点や施策など、市内の小中学校を市内北部地域の小中学校教員対象に指導がありました。

なお、6/18 から第2回定例議会が開催されます。

以上です。よろしくお願いいたします。

奈良委員長

ただいまの報告に関して、御意見等ございますか。

(特になし との声あり)

奈良委員長

それでは、以上で教育長報告については、終了いたします。

これより、議事に入りますが、本日お配りした、議案第19号「流山市都市公園条例の一部を改正する条例の原案について」、議案第20号「流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例及び流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について」は市長に対する申し出を必要とする事項です。よって、議案第19号、議案第20号につきましては、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により、非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

奈良委員長

御異議なしと認めます。

よって、議案第19号、第20号については非公開とし、各課等報告の後に審議します。

それでは議事に入ります。

協議オ「教育財産の目的外使用について」を議題とします。

協議理由の説明を求めます。

教育総務課長

(八木南小学校防災備蓄倉庫を3階の備蓄倉庫用教室から、3階児童会議室に移転する旨を説明)

奈良委員長	本案について質疑等ありましたらお願いいたします。
小林職務代理者	小山小学校の防災備蓄倉庫はどのようになっていますか。 学校に防災備蓄倉庫がない場合は、どうするのですか。
学校教育部長	防災備蓄倉庫は、地区ごとに、スペースに余裕のある学校が近くの余裕のない学校の分も含めて同じ地区にまとめてあり、すぐに移動できるような配置になっていると思います。
小林職務代理者	防災備蓄倉庫の性格と場所については、自治会などにかなり徹底させていかなくてはいけないと思います。小学校に防災備蓄倉庫があるというのは分かりやすいので、いいことだと思いますが、最近の学校の状況を考えると、小山小学校などは防災備蓄倉庫を置くスペースがないと思います。
後田教育長	小山小学校には体育館の階段の下に防災備蓄倉庫があり、発電機や毛布などの備品を備えてあります。
小林職務代理者	教育委員会として、学校に備蓄倉庫を置いた場合、校舎の管理責任者として備蓄倉庫をどのように扱っていくのか、ということが問題になると思います。鍵の管理の問題も非常に難しいと思います。
後田教育長	防災危機管理課と学校が鍵を持っています。 3. 1 1 の時に防災危機管理課の職員が非常に早く動いており、小山小学校に20分くらいで来ていたので、両方で鍵を共有していればそういった問題はかなり防げると思っています。 市の職員の方が来て、毛布や飲み物、食事などの調整をされていました。学校に管理をすべて任せるという形は困るということを申し入れてあり、市で動くことが第1であるということを庁議の際に確認しています。
小林職務代理者	学校側としてやるべきことは、児童生徒に備蓄倉庫がどこにあり、どういう時にどのように使うのか教育、周知しておくことが大切だと思います。
井上委員	図面から見ると、3階で、同じ広さでなぜ移転する必要があるのですか。

教育総務課長 学校より、来年度から現在備蓄倉庫として使っている教室を普通教室として使いたいという話があり、移転することになりました。

奈良委員長 その他ございますか。

(特になし との声あり)

奈良委員長 質問がないようですので、協議 オ は原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

奈良委員長 御異議なしと認めます。  
よって協議 オ は、原案のとおり了承することに決しました。  
次に、各課等報告を公民館からお願いします。

公民館長 (子育てコンサートについて報告)

図書・博物館 (企画展について報告)

長

奈良委員長 各課報告について、ご意見はございますか。

(特になし との声あり)

奈良委員長 それでは以上で各課等報告を終了します。

奈良委員長 続きまして、先ほど非公開と決定しました案件の議事に入ります。

(傍聴人がいないため、退席者なしで審議開始)

議案第19号「流山市都市公園条例の一部を改正する条例の原案について」  
生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質問)

問 高齢者や青少年のスポーツの団体は割引があるか。

答 高校生以下、65歳以上の市民の方が過半数の団体、ハンディを持った方、個人利用の方は半額である。

議案第20号「流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例及び流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の原案について」

生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案通り可決された。

(主な質問)

問 NPOによっては、NPO 所有のプロジェクターを貸し出しているが、分けて使うのか。

答 部屋の利用に合わせて、必要な備品として常設することを条例の中に入れた。

(非公開案件終了)

奈良委員長

以上をもって本日の教育委員会議に付議された案件の審議は、終了いたしました。

その他、協議する事項がありましたらお願いします。

まず、小学校のプールの授業が始まりますので、事故に注意していただきたいと思います。

また、能登町の体験学習は昨年人数がいっぱいになって、打ち切りをしたことから、申し込んでも行かれなかったという話を聞いているので、今年度はどのような形で募集をするのか、そろそろ募集の時期になると思いますので、よろしくをお願いします。

指導課長

募集は6月3日から6月10日まで行いました。往復はがきで出していただき、抽選を行ってお知らせするという形になっています。

若松委員

今月プレミアム商品券の配布がありましたが、配布していた場所が教育委員会管轄の公民館で、北部公民館で大変な混乱があったようですが、他の公民館はどうでしたか。

生涯学習部長 渋滞して大変ご迷惑をおかけしました。初日だけはどこも大変混雑しました。一番長引いてしまったのが北部公民館で、東部や南流山センターは初日の午前中でだいたい落ち着きました。北部と初石はプレミアム商品券を使える商店が多い地域ということもあり、大変混雑してしまいました。

公民館のスタッフも応援に行って交通整理などをさせていただいたのですが、大変ご迷惑をおかけしました。

公民館長 特に混んだのが、北部公民館と初石公民館で、事務局と相談して翌日から2つの公民館には増員して受付周辺の対応をさせていただきました。

奈良委員長 今までは商品券を使える場所が少なかったのですが、今回はコンビニエンスストアや、おたかの森のショッピングセンターなどで使えるので、人気があったのだと思います。

奈良委員長 他にございますか。

学校教育部長 前回の教育委員会議でお示した流山市教育振興基本計画の案について、みなさんのご意見をいただきたいと思います。

井上委員 内容を議論するのと、文章や表現を変えるのとを分けてやった方がいいと思いますがいかがですか。

学校教育部長 今の段階ではまだ表現の整合性は取れていないです。

小林職務代理者 ディテールの議論に入る前に、計画の体系そのものについてこれでいいのか議論した方がいいと思うのですが。

後田教育長 限られた時間の中で作る際に、草案の草案を最初から教育委員会議で作るとなると厳しいと思うので、この案について意見をいただければと思います。

この教育振興基本計画の案は、流山市だけではなく、県内、県外のような部内容を視野に入れて草案を作っているので、ご確認いただきたいと思います。

奈良委員長	<p>東葛飾地区連絡協議会の研修会の時に、濱崎先生に流山の教育についてご説明をいただきました。おおむねその形の中で進んでいくべきだと思いますが、魅力ある流山の教育という指針が出ており、その中で文言や、盛り込んだ方がいいと思うことがあればご意見をいただくといいと思います。</p>
井上委員	<p>中身については議論していただくとしても筋はいいと思います。</p>
小林職務代理者	<p>総合教育会議に持ち込むということと、パブリックコメントをするということとなると、教育委員会の常識だけでは通用しないと思います。</p> <p>市の長期計画と教育振興基本計画の整合性がどのくらいとれているのかを危惧として感じました。</p> <p>総合教育会議の大綱として出すのであれば、教育委員会が担当しているものだけではなく、他の部署が担当しているものまで含んだものを出さないといけないのではないかと思います。現在の教育委員会が担当している分野の教育の充実というところに絞って作っているならば、それをきちんとうたった方がいいと思います。</p>
後田教育長	<p>これは、教育に限ってでいいと思います。なぜかという、子育てや福祉の政策など様々あり、これをすべて網羅して教育振興基本計画にとらえるというのは、序論で流山市の概要と書いてあるので、教育に限ってでないパブリックコメントなどでも対応できません。</p> <p>また、そもそも教育振興基本計画は、単年度で教育について考えるのではなく、あるスパンで子どもたちをどのように育てるかということを考えてスタートしているわけです。全部を網羅することは厳しいと思っているので、絞って考えていただいていいと解釈しています。</p> <p>例えば、さまざまな市の課題を提案されても、総合教育会議の内容とずれてしまうので、定義も含めて、総合教育会議の中で議論していかなくてはならないと思います。</p>
小林職務代理者	<p>そういうことであれば、パブリックコメントは必要ですか。</p> <p>教育基本法第17条にのっとって教育振興基本計画を作らなくてはならないということです。確かに総合教育会議が出す大綱という段階ではパブリックコメントは必要だと思いますが、教育委員会としての教育振興基本計画を作るということでもいいのではないですか。</p>



井上委員

パブリックコメントをやって、市民の意見を聞くということは重要だと思います。ただ、非常に重要な意見があれば検討すべきですが、それを教育振興基本計画に入れるかどうかは別の話だと思います。こういった計画は、教育委員会として筋を通して、こうやるつもりだということが大切であります。唯我独尊になってはいけないので皆さんの意見を聞くということではないかと思えます。

後田教育長

校舎の問題などは、市の長期基本計画等にかかわる策であり、教育振興基本計画は理念的なものなので、具現化するために努力しなくてはならないが、施設の問題をこの教育振興計画の中に取り入れることは厳しいと思えます。

若松委員

第1章第6節の現状と課題を読んだときに、どんな現状があり、どんな課題があるのかというもののとらえ方が、観念的な印象を受けました。

井上委員

パブリックコメントで市民に見せる際、テクニカルタームで市民に誤解が生じることがないようにしなくてはならないと思えます。

理念は人によって違うので、議論してもいいと思えますが、テクニカルタームを間違えるというのは恥ずかしいことなのでしっかりおさえていただきたいと思えます。

若松委員

何か所も流山市後期基本計画施策別計画3節という言葉が出てくるのに、ここにも資料がないので、自分で抜いて見てみました。流山の教育委員会としては単年度でいろいろ報告を出しているうえで、中長期のプランの中でどのようになっているのか見ていきたいという姿勢であれば、それを明記したうえで、もう少し定量的に記述した方がいいと思えます。例えば後期基本計画の中では達成率の指標まで出している項目もあるので、平成20年度は達成率何%、平成31年には100%を達成目標としているならば、平成25年度の達成状況が入っていてもいいのではないかと思えます。そういった定量的なものがないと非常に漠然とした現状で、ここに出ている課題がどこから出てきたのかということが、一般論から導き出されたような印象を受けます。総合計画の後期計画でスタートしてから今まででこういう状況になっているということをさらりと述べていただいてもいいのですが、その後に、変わってしまった部分、例えば東日本大震災など、新たな社会状況を加味して、加わった必要な項目を出

したうえで、現状の課題は書いた方が明解だと思いました。書かれている内容が何か所にも分散しているので、整理してメモにしました。

学校教育もあり、生涯教育もあり、地域もありと非常に幅広く網羅的なので、例えば、子どもに関することなのか、生涯教育にも触れるのか、全体でどのぐらいの範囲のものを扱うのかもこれからの議論となっていくのだろうと思いました。

何回も同じような記述が出てきたり、社会状況などもあちこちで出てくるので、そういったものは整理して前に出し、各項では出さないというまとめ方をしていただいた方が分かりやすいと思いました。

井上委員

書いている人が違うと少しずつ重複してしまうのです。誰か一人校正する責任者がいるといいと思います。

後田教育長

てにをは等は言うていただければいいのですが、根本的な問題になるとかなり厳しいと思います。若松委員のご指摘は持ち帰って検討させていただきます。パブリックコメントは方向性を見出すために意見を交換するところであり賛否を問うわけではなく、市民から意見を聞くための手法です。

一人担当がいるわけでも、どこかに依頼してまとめたものでもなく、私たちが作っていることなので、それぞれが意見を出して、様々なご指摘いただいたことは、すぐ直せるところは直し、持ち帰って議論しなくてははいけません。そして長期計画になると、市長部局との摺合せも必要になってくるので、そのような展開にできればいいと思っています。

小林職務代理者

教育基本法第17条に従った計画を作るのは今回初めてですか。

後田教育長

初めてです。

小林職務代理者

以前に似たような計画があり、それを検証してきているのかと思ったので、それを直すのは難しいと思ったのですが、今回初めて作るのであれば、もう少し考えなくてははいけないと思います。

一つは若松委員が指摘した教育行政ですが、総合教育会議や新しい地教行法の視点から考えると、教育行政の定義をどこまで教育行政というかがあいまいになっていますが、今まで考えてきた教育行政の範囲よりも少し広がってきて、首長が関与することになりました。首長というのは、市の長期計画を持つ

ているので、その市の長期計画全体の中の教育部分がこれだというようなプレゼンテーションをしないと整合性が取れないのではないかとのことだと思います。

柏市の場合は、最初に市の行政の話をたくさんしておいて、その中にこれははまっているということをお願いしています。そのようなプレゼンテーションの仕方をするのかしないのか。しない場合は、あくまでも教育に絞った分野であって、現時点での教育委員会が担当しているエリアのことについて、教育委員会としてこういう事をやろうという基本計画だということならそれはそれでいいと思います。一番初めの書き出しがどっちつかずだったということ指摘されているのだと思います。

後田教育長

教育に限っていいと思っています。総合教育会議にしても、大綱にしても、1回で終わりではなく、修正も出てくるでしょうし、長期計画の見直しが入った時に、明確になってくることもあるでしょう。むしろ教育に限らないと、教育振興基本計画が30年くらいたった時に、まったく整合性が取れなくなったら、何の意味をなすかが問われるので、教育に限っていく方がいいと思います。プレゼンテーションの方法は様々な方法を学んでいかなくてはならないと思いますし、内容部分でお気づきの点があればご指摘いただければなおいいと思います。

小林職務代理者

基本的な形として、初めて流山市の教育行政が取り組む、教育基本法第17条にのっとった基本計画の骨格を決めようということなので、骨格の在り方を確認しておくということから始めないといけないと思います。

現実にやっていることを体系的にまとめたということでもいいと思います。現在の教育委員会のやっている範囲はこういう事で、この中にこういった理念を持ち込んでやっているが、それと市全体のこと、市の長期計画との関係はここでは触れないということをはっきりさせておいた方がいいと思います。

第1章の1節、2節、3節を少し書き換えたら、中身の問題については、個別に議論したらいいと思います。

井上委員

教育委員会としてやらなくてはならないことは、全体からずれてはいけないので、流山市の総合計画の教育の部分に魅力ある流山の教育というのがあるので、それにもとづいてこういう事をやっていくということでもいいと思います。

小林職務代理者 去年までの教育委員会と、今年教育委員会は地教行法が変わったので、性格が変わりつつあるのです。教育長、教育委員長の地位も変わりつつあり、そういうプロセスの変換の中で作らなくてはいけないので、よほど考えて作らないと、新しい体制に移って行った時に、うまくできるかどうかという問題を考えていかないといけません。

後田教育長 流山の教育という冊子を毎年作成しており、それを踏まえています。課題とは、現状に対するものですから、現状を認識しないまま、新しいことを並べても駄目だと思います。私たちは実態を踏まえてやっていなくてはなりません。しかし、実態と同じでは方向性が見えないので、毎年提示するのではなく、5年くらいのスパンで考えていこうということです。今までの現状を見てももう少し改善した方がいいというようなご意見をいただければと思います。いただいた意見を入れるかどうかは議論させていただきたいと思います。

奈良委員長 教育振興基本計画については、流山の教育の基本的なものを踏まえ、ころころ変わるものではなく、末永く、5年10年は一つの考え方でいいのではないかと思います。  
てにをはや、細かいことは、事務局で精査できると思います。

井上委員 教育は100年の計ですから、ころころ変わることは基本的にないと思います。流山市教育行政の中で、決定的に遅れていたり、おかしいことがあれば変える必要があるが、流れを大きく変えるにはそれだけの理由をもってやらなくてはならないと思います。

市長が考えていることと、教育委員会の考えていることが大きく離れていたら、それを大綱、理念で調整するのが総合教育会議ではないかと思います。

小林職務代理者 新しい法制に基づく新しい組織としての教育委員会の在り方が必ずしもはっきりしていない。教育長と教育委員長が一体になったとして、その指揮権も変わってくるわけですし、首長との総合教育会議ということになってくるとするならば、基本になっている構造をどのように作り上げていくかは簡単なものではないと思います。したがって、拙速にやるべきではないと思うのです。

広く網羅的に考えた大綱ということではなく、今まで教育委員会が日々やってきていること、その中に盛り込まれている理念を抽出して体系づけているも

のだとしたら、パブリックコメントはその段階ではすべきでないと思います。

なぜなら、教育委員会の形がどのように変わるべきかということが市民に十分浸透しない段階で議論をするより、市長も入った総合教育会議が決める大綱の段階でパブリックコメントをやった方がいいと思います。

この中身については、個々の項目については多少修正があってもそんなに変えることはなく、第1章の立て方をもう少し議論したうえで方向性を出してはどうかと思います。

後田教育長

そういう全体の構成についてご意見をいただきたいと思っています。これは実態と理念が合わさっていますので毎回変えることはできないとしても、20年もの長期計画ではないので、途中で市の在り方や教育環境の変容などで変わっていかなくてはいけないこともあると思います。改正地教行法に基づくことでもあり、全体的な流山の教育はどういう風に考えているかを示さなくてはならない時期だろうと思います。御議論いただいたことを私たちで協議し、お示ししていきたいと思っています。

井上委員

大綱は教育委員会名で出すのですか。市長名ですか。

学校教育部長

市長です。新しい教育委員会制度に代わり、それに伴い、組織も変わり、首長の考えもいろいろな形で反映されることになります。その中で、それをやっていくにあたって、教育委員会として今やっていること、それについての考え方、これからの5年～10年の見通しという形で、今の教育委員会の取組みをまとめたものがこの案になります。

流山の教育振興基本計画については、現実教育委員会として取り組んでいる内容を中心に挙げていますので、その中で流山市教育委員会としてやっていることを明確にするための教育振興基本計画であると考えていただければいいと思います。

井上委員

大綱は市長が決めるということで、教育振興基本計画は大綱があろうがなかろうが教育委員会の責務として必要です。大綱を作るときに、教育委員会に対して話があれば、教育振興基本計画を踏まえて検討することになるわけです。

小林職務代理者

大綱は地教行法が定めた新しい教育の理念であり、市の一般行政と整合性を持って計画を立てるということだと思います。最初は、大綱と教育基本計画の

整合性をどうやってとるのかと思いましたが、全く違うものだとすれば、教育委員会の現在の組織としてやってきている理念と、実際やっていることを再確認する形での教育振興基本計画だということを第1章にうたいこめばいいと思います。そして、長期計画や市の計画はこれを組み込んでできあがっていくと位置付けていけばいいと思います。

後田教育長

教育振興基本計画を大綱に置きかえてもいいというだけですので、教育振興基本計画と大綱は基本的には別です。市全体の背景をとらえて、首長として教育に望むということになればやっていかななくてはいけないが、他市の状況は教育振興基本計画を大綱に代えるという市が非常に多いです。中には、教育振興基本計画の中からさらに強調したいものを大綱にするというところもあります。まったく違うというところはあまり聞いたことがないです。

小林職務代理者

大綱の前提として、一番重要なポイントを占めるであろう部分としての教育振興基本計画であり、一方で流山市の指針があるわけですから、これとほとんど同じことだとすれば全体の図式がはっきりすると思います。

後田教育長

その辺の構図を前段のところで様々な計画を一回書いて、その他のところで重複しているところは削除するようにさせていただきます。

小林職務代理者

具体的には、指針と教育振興計画は同じだと、逆に言えば指針はもうなくして、教育振興計画を指針に置き換えて現場で仕事してもらおうというような形をとればいいと思います。

第1章の構成を変えた書き方をすればいいと思います。

後田教育長

非常に有意義なご意見をいただいたと思います。あらゆる視点があって、議論を深めることは、学校教育が本来進めていかななくてはならない重要な部分であり、これに基づいて作っていくことで明確な話になってくるので、方向性が示せます。

若松委員

文科省から出ている「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方についての答申」の、19ページに教育振興基本計画の基本的な考え方についてという項目があり、「教育振興計画はおおむね5年間である。それぞれの個別の教育関係の計画は5年程度で今までもやってきているところ

があるだろうが、それとの整合性を図る必要がある」という一文がありますので、これにのっとなって作っているということが第1章できちんと出してほしいです。また、流山市総合計画後期基本計画施策別計画3節というのが何度も出てくるわりに、「流山市の教育」という毎年作って教育委員会で積み重ねているものがあるということが第1章では読み取れないので、本当はそこで流山は議論を重ねてきたということが分かる形にさせていただきたいと思います。

流山市の概要のところでは、流山は若い世代が増えている点など、他の市にない課題が色々出てきていることが分かるような形になっていけば非常にいいと思います。

各節に関しては、それほど変更する必要があるとは思わなかったのですが、現状から導き出された課題であるということを提示するならば、その現状を明確に指摘していただきたいと思います。

第1章第3節の流山市教育振興基本計画のところに、学校教育の下に、「魅力ある教育で育つ流山の子どもたち」という大きなタイトルがあるのですが、生涯学習にはそういった大きなタイトルがありません。「魅力ある教育で育つ流山の子供たち」は学校教育の基本理念ではないでしょうか。2段落に「生涯学習の推進と文化の創造をめざして」というのが入っているので、ここにある生涯学習の部分の書き方を変えるか、あるいは、学校教育を上段、生涯学習を下段に置き換える必要があると思います。

小林職務代理者

第1章は論理の立て方を考えた形に書き換えていただいて、第2章の指針に書いてある項目の立て方がおかしいと思うところがあるのですが、第2節の「確かな学力の育成」とあり、その下に、「わかる授業の実践」とあり、中を読むと、「指導力の向上」が「わかる授業の実践」の中に入っているのですが、「指導力の向上」があって、「わかる授業の実践」が入ってこなくてはいけないのではないですか。わかる授業というのは授業のスキルですが、色々な意味で、指導力を向上させようというのは、スキルも含めたうえでの向上なのだから、「指導力の向上」が上に来て、「わかる授業の実践」が中に入らないといけないと思うのですが。

後は、基本的にはいいと思いました。

井上委員

まず、ページを入れてください。

生涯学習の推進のところの小施策(2)の「生涯学習推進体制の充実を図ります」というのは、大項目みたいなのでいらないのではないかと思います。

青少年の健全育成の小施策（４）相談事業の充実のところの、「青少年の相談体制を充実します」というのも当たり前のことで、いらないと思います。

若松委員 全体的に、施策の下に小施策とあるのですが、小施策という言葉は必ずつけなくてはいけないのですか。

後田教育長 上が施策となっているので、それに合わせているのだと思います。

若松委員 もし必要でなければとってしまっているのではないかと思いました。第３章の「教育と保育の推進」となっていますが、保育を推進するのはおかしいので、教育委員会的な言葉にするなら、「質の高い就学前教育環境の整備」などがいいのではないのでしょうか。

井上委員 第８節の教育施設設備等の整備と充実の小施策（２）に流山の地域性を活かすとあるが、どのような特性なのかを入れた方が現実味が増えると思います。

若松委員 学校教育のそれぞれの節の中で、流山の子どもたちの体力調査の結果や、部活の加入率や、学力テストの結果など子どもの現状が分散されているのですが、できれば流山の子ども現状をまとめていただければと思います。

小林職務代理者 後ろの方に注をまとめて出せば、前半はもっとコンパクトになると思います。後ろの方に、具体的なグラフやパーセンテージを整理すれば、かなり簡潔なものに仕上がります。

注はいくら厚くなってもいいので、たくさん書き込んで、データもたくさん盛り込んで、本質のところだけ前に出すといいと思います。

若松委員 それと関連して、資料の提示の仕方として、後ろに資料をつけるのはたくさんついていていいと思います。ところが、全国学力状況調査は広報ながれやまを抜き書きしており、体力運動調査の方はきちんとしたチャートになっているので、こういうものは、同じようなチャートの場合はきちんと形をそろえたものにする方が望ましいと思います。

生涯学習に関連する資料、例えば図書館利用者数、博物館利用者数、ゆうゆう大学の参加人数なども添付していただきたいと思います。



小林職務代理者	小中学生の人数の推移が今後どのようなようになるかという予測を市は持っていますか。
後田教育長	難しいことですが、この5年間以内に限れば、すでに子どもが出生しているのである程度の予測は出せると思います。10年後となると、小学1年生が出生していないところもあり、大きくずれが出る可能性があるので、5年くらいであれば考えます。
小林職務代理者	引っ越して来る人も入れてですか。
後田教育長	生まれている子に自然増と社会増と土地区画整理で増える分を入れるのは多少ずれるけれども推測できます。産まれていない子たちを入れて10年後というのは厳しいと思います。入れられる部分は入れたいと思います。
奈良委員長	資料のまとめ、整理をするということ、数値化されているものについては資料に移すことの方が見やすくすることもできるのではないかとということです。
若松委員	<p>教育基本法の中で、生涯学習の理念について、新たに規定が盛り込まれたと思うので、どこかにそれを入れておいた方がいいのではないかと思います。</p> <p>今回後期基本計画3節の「学び、受け継がれ、進展する流山」の筆頭項目が生涯学習の推進だったのですが、今回生涯学習が一番最後に回っているような印象を受けました。</p>
後田教育長	学校教育の在り方が変わってきて、後期基本計画を作成した時点では、生涯学習の中の一環が学校教育であるという位置づけにしたのです。大きく生涯学習の中の、6歳から15歳を初等教育、中等教育と分けていたのです。
生涯学習部長	流山の場合、生涯学習部ですが、実際は社会教育部なのです。社会教育、学校教育と分けている中でやっています。
若松委員	生涯学習に関しては、指定管理でやっているのは流山市の特徴の一つでもあ

るので、そのあたりを触れなくてはいけない時期ではないかと思いました。

小林職務代理  
者

パブリックコメントの必要性はどう考えますか。

後田教育長

施策を作る留意点として、教育振興基本計画を作るときには、方法として、そういった手法を取り入れるべきと言われています。

位置づけとしては、大綱を作るときには示すことですので、大綱ができたときには必要かもしれませんが、これが大綱に代わるということになれば、この教育振興基本計画が中心になってくるので、みなさんの意見を聞かなくてはいけないという風に感じています。

小林職務代理  
者

地教行法には、大綱については公表の義務が書いてあり、教育振興基本計画には書いていないので、パブリックコメントは、大綱の時にはするけれど、教育振興基本計画の時にはやらなくてはいいのではないかと思いました。

後田教育長

それについては、法規担当とも協議して、検討します。

奈良委員長

方法としては、流山の教育は教育振興基本計画の基本であるという考えでよろしいですか。

全員

いいです。

奈良委員長

細かいところまで教育振興基本計画にご指摘をいただきありがとうございました。指摘事項がありましたら、メールにて教育総務課までよろしく願いいたします。

奈良委員長

それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

事務局

次回の教育委員会議は、7月31日（金曜日）、午前9時30分から庁議室で開催したいと思います。

なお、教育委員会議終了後、総合教育会議が開催されますので、よろしく願いいたします。開催のご案内につきましては後日郵送させていただきます。

奈良委員長

それでは、次回の教育委員会議は、7月31日（金曜日）に開催することと

します。以上で、平成 27 年流山市教育委員会議第 6 回定例会を終了します。

(閉会 午前 12 時 30 分)